

## 平成 16 年度第 3 回滋賀県環境こだわり農業審議会会議概要

日時:

平成 17 年 3 月 16 日(水曜日)

午後 2 時 30 分～午後 5 時まで

場所:

県庁別館(職員会館)2 階大ホール

議題:

1. 環境こだわり農業実施協定の締結等について
2. 環境こだわり農業推進基本計画の進捗状況等について
3. その他

出席者:

井上委員、岡田委員、川崎委員、岸辺委員、久保委員、酒井委員、須戸委員、谷口委員、富岡委員、中島委員、西村委員、藤田委員、増田委員、森脇委員、山田委員

### 議題 1 環境こだわり農業実施協定の締結等について

(事務局説明 資料 P1～P5)

委員: ブドウの農薬の件ですが、フルメットとジベレリン処理とは、どういう関係があるのですか。

事務局: ジベレリンで種なしにし、フルメットで結実を確実にします。

会長: 他にございますでしょうか。それでは、この議題については、特に意見なしという事にさせていただきます。

### 議題 2 環境こだわり農業推進基本計画の進捗状況等について

(事務局説明 資料 P6～P11)

委員: 化学合成農薬の使用量と化学肥料の使用量のデータの信頼性というのはどの程度ですか。

会長: どうやってこの数字を出したのかというのを説明してもらえますか。

事務局：化学合成農薬の使用量は、県内への搬入量調査ということで、これは全国の農薬工業会でデータを取りまとめしております。農薬の製造メーカーが各都道府県にどれだけ出荷したかを20年30年に渡りまして統計的に取りまとめられております。それを基にこのデータを整理しております。化学肥料の方でございますけれども、これも県内の肥料の卸の業者大手約20社から取扱量を毎年報告頂いております。そのデータに基づきまして取りまとめしております。

会長：これは農業の縮小に伴い下がっていくものです。ですから、例えば延べ作付面積に対する使用量を見れば、使用量そのものが減っているというのがよく分かるのではと思います。

委員：11頁でこだわり農産物の購入者率が、当初とあまり変わってなくて目標は33%のままです。一方、10頁の栽培面積は順調に推移している。これと購入者率がかなり不一致ではないかと思えます。もっと栽培面積を増やして流通を増やさないと、購入者率目標33%の達成は、難しいと思えます。PRだけではなかなか進まないのではないのでしょうか。

会長：一番遅れていると思われるのが、この購入者率。それに関する質問だと思います。その前に14年、15年と16年とではデータの取り方が違うというのがありますけれども、直接比較してもいいというのは確認しているのでしょうか。

事務局：県政世論調査は県民の3,000人を無作為に抽出して、おそらく毎年約6割の回答率ということで、約1,700~1,800人くらいはご回答を頂いております。そういう意味でいいますと、この時事通信社の調査は約1,800~1,000位です。2,000人対象の回答率4割くらいでございます。統計的に同じ調査で出来ればいいのですが、県政世論調査は、県全体の調査をやる関係上、なかなか毎年これを入れて貰うということが出来ずに昨年は、苦肉の策で時事通信社の調査に乗せて頂いたという事です。標本数・回答率が違うのですけれど、標本のサンプリングの仕方そのものは、20歳以上の無作為抽出という事で同一と聞いております。また、質問の設定も同じでございます。

会長：常設コーナー設置店舗は伸びているのに、購入者率は伸びていないという事は、設置店舗を目標どおり増やしても購入者は目標より増えないのではないかという事ですが、事務局はどのようにお考えですか。

事務局：県政世論調査では、10%以下ですが、県政モニターの調査では、かなり意識が高いものですから、こだわりを知っていると答えた方が70%近くありましたし、買った事があると答えた方は30%を越えていたと思えます。

認知度をどう高めるかについては、議会でも取り上げられ、一番量販店で目に付く野菜をなんとか拡大をしていきたいと考えております。300ヘクタールという目標に対して195ヘクタールと70%近くまで伸びてはきています。特に、施設野菜とかを1年間通して出していくことが重要だと考えております。しかしながら、新しい機械

装備とか施設装備はなかなか難しい部分がございます。やはり農協を中心に研究会組織などの中で勉強していただいて、こだわりの取り組みまで持って行って頂こうと考えております。

委員：生産者の立場からは、野菜の品種をあれもこれも環境こだわりにしたり、量産することは、非常に難しい問題があります。むしろ、取り組んでいる人が最も多く、主食である米をもっとPRし認知度を高めるべきだと思います。

会長：事務局と反対のご意見ですが、いかがですか？

事務局：いろんなアンケートを見ますと、こだわりの野菜をなかなか見かけないという声がありましたので、そこを強調して説明させて頂きました。もちろん、滋賀県の特徴からいいまして、米は当然基本だと思っています。

委員：技監の挨拶の中に、点から面への取組というお話がありました。実はもう少し野菜を増やしてもらうにはどうしたらいいか我々なりに考えて、産地との連携プレー等を行っているところです。重量作物に着目しています。昨年の秋冬作のはくさいを環境こだわりで5ヘクタールが農協指導型で実現できました。17年度は8ヘクタール、がんばれば10ヘクタール作付けができると思います。さらに、新たに加工用キャベツを5ヘクタールやる予定です。機械化で省力栽培できる大型品目をやったらいいのではという考えを持っています。

委員：滋賀県は米づくりが本流の県ですけれども、野菜で滋賀県の特産というのではないわけです。だから、滋賀県でなければ出来ないという環境こだわりの野菜の特産をつくり、流通ともタイアップして売っていくということが必要ではないでしょうか。

琵琶湖の水質ということを考えると、平成19年度の水稲で4500ヘクタールや農業濁水防止宣言集落数の250は少ないので、もっと増やしていただきたいです。

また、農村は、非農家との混在化が進んでおり、農業資源の保全を含め、非農家の人たちとの協力も得ながら、農業濁水の削減等に取り組む必要があると思います。

委員：目標の一つである農薬と肥料の流通量は、5年間の移動平均だということですが、そうするとこだわり条例を制定する前の数値も入っており、効果測定としてよいのかという危惧はあります。それと農薬に関してですが、平成9年から11年くらいで出荷量が減っているんですけども、たぶん除草剤で非常に低容量で作用するものが流通し始めたからだと思うんです。ですから、農薬の使用量が低下するのは、先ほど会長が言われた農業の作付面積自体が減少していることと、こだわり農業の普及したこと、もう一つは農薬自身の成分量が減ってきているというのが要因としてあると思うんです。だから、殺虫剤、殺菌剤、除草剤くらいに分けて頂きたい。殺虫剤・殺菌剤自体はまだそんなに低容量で効くのは、大規模に流通しているとは思えないので、それが減るとということは、温湯消毒に変わっているとか、カレンダー通りに蒔くのではなくて、一回で済ますた

めに農家の方が努力されているとかということが言えると思います。

会長：農薬の種類ごとに出せるものでしょうか。

事務局：殺虫・殺菌・除草剤別に分けることは可能です。

委員：環境こだわりの常設設置店ですが、16年は21カ所、目標で19年25カ所は、普及を図る意味ではあまりにも少ないのではないかという気がします。より安全で安心な農産物を求める消費者はたくさんいるのであって、どこで売られているかもっとPRすべきではないでしょうか。そうすれば、先程の購入者率ももっと上がっていくのではないかと思います。

会長：県が店舗の宣伝をするのは問題になりますか。

事務局：一月以上複数品目をおいて頂くことを常設コーナーと定義づけしています。

なお、21店舗の中で年間通して常設コーナーを置いて頂いている店舗もございます。ただ、先程から出ていますように、野菜が絶対量的に少ない中、常に複数品目を置いて頂くというのは非常に難しい中で、私共から働きかけをさせて頂き、各店舗にご理解を頂いて今年なんとか21カ所に一月以上のコーナーを置いて頂いたというところでございます。それと、常設とまではいきませんが、こだわりのコーナーを設置していただいているところもあります。

また、県民のみなさんからも、どこに行ったら売っているのかとご質問を受けることもあり、県としても、きちんとお伝えできることが大切であると考えております。

それと、もう一つ、琵琶湖大橋の米プラザをいわゆるこだわりを中心とした県内産の農産物の拠点と考えています。その中で、どこで売っているといった情報も集約して発信していきたいと考えております。

会長：19年度の目標は今の段階では動かす事は考えておられないのですか。

事務局：10頁の果樹を見て頂きますと、既に目標の50haを超えています。

基本計画そのものは19年度まででございますが、目標数値の見直しというのはそれまでにもやるべき時にやっていかなければとは考えております。

会長：ありうるということですね。あと常設コーナーの定義が甘いのではないのでしょうか。常設なんて一年中あると思っていましたから。他にありませんか。

委員：家畜排泄物ですけども、現在76.7%という処理率なんですけども、今年1月申請の中で堆肥の使用率はどれくらいでしょうか。また、家の近くでも堆肥を使われているのは三分の一にも満たない状況なんですけ

れども、今後どのように有効利用を促進しようとしているのでしょうか。

事務局： 堆肥の利用状況については、整理が出来ておりませんが、今年度電算システムを導入しましたので、その中でたい肥等のデータも管理していきたいと考えております。

委員： こだわり農産物とそうでない農産物というのは、味と見かけと値段にどの位の差があるのですか。有利な点があるのですか。

事務局： 味というのは先入観に左右されますし、なかなか客観的に数値化することは難しい面があります。また、PR等に力を入れていますが、有利販売されるほど市場評価は定まっていけないのが現状です。

委員： では店頭に並べた時に両方置いてあった場合、環境こだわり農産物を消費者が手に取る理由が見当たらないと言うことになりますね。

会長： 環境こだわり農産物というのは質そのものを保証するのではなくて、農産物を作る時にどんな方法で作ったのか、環境にどのような負荷を与えたのか与えなかったのか。それを、マークを付けることによって、消費者に選択してもらうという事です。つまり作り方が問題なのです。

委員： それで販売を伸ばしていくのは、マスコミの人間からすると無理があるように思えます。

会長： 同じ物、値段でも、環境負荷の多い物と少ない物があれば、環境負荷の少ない物を選びたいという人もたくさんいると思います。そういう人に訴えるのが環境こだわり農産物だと思います。

委員： 1つは、学校給食とかで、県内での利用促進対策と、もっと効果的なPRが必要ではないかと思えます。

この間も、あるスーパーで、こだわり農産物のチラシをだしておられて、入口から入って一番目に付くところに置いてありました。のぼりも立てておられ、アナウンスを常時流しておられ、大変効果が出ていると感じました。生協では、店はあまり持っておりませんので、野菜も季節限定ですが、このあいだ行ってみましたら、一つ一つ認証シールの貼ってある大根やほうれん草・ミニトマトが置いてありました。

事務局： 学校給食等でございますが、こだわり農産物のお米につきましては昨年の夏の聞き取りでは8町でした。また、フローティングスクールでもご利用いただいております。これが小学生にはかなり好評らしくて、先日学校給食会の方が来られて、なんとか全部こだわり米に変えていけないかという話も出てきています。価格などの難しい問題はありますが、なんとかまとめていきたいと考えています。

滋賀県内で流通せず県外に出ていっている野菜はかなり多いと考えています。滋賀県内で認知度を高めて

買ったことがあるという人を増やしていくと、県内の流通販売業者もこだわりのものがもっと欲しいという需要を喚起します。そして、生産者が県内に出した方が有利ではないかという状況をなんとか作っていきたくて考えています。

例えば、こだわりのほうれん草がおいしいから今日買いに行こうといった時に、なかったらガクッときて、もう一度行ってなかったらもう忘れられるらしいです。欲しいと思って買いに行った時にあるという状況をなんとか作ってきたいと考えています。

会長： 次に移ります。環境こだわり農業関係の新年度の事業について事務局から説明願います。

### (事務局説明 資料 P12 から P30)

委員： 加工品や店舗の認証についてですが、一番大事なことは消費者のニーズということですね。私共の日々の仕事の中で特に感じる事は、最近、特に食の外部化・消費者のサービス志向が強いということですね。食材を買ってきて調理するというのが後退して、出来上がった物を買ってきて温めて食べるということが、すでにお米でも増えているというのです。私共の商売のあり方も方向を変えていっているのですが、加工屋さんとの繋がりですね。特に県内に展開しています漬物屋さんです。大中の秋冬作を見てみましたら、ほとんどが業者との契約栽培ですね。他の県でやっているような、地元産野菜を使っているレストランや料理屋さんとか、そういうことを考えられていると思うのですが、実際滋賀県の場合は、加工需要(県内の漬物屋)が非常に高いので、その辺を押すと政策効果が出てくるのではと思います。

会長： 加工の認証には漬物が入っていないのですか。

事務局： 漬物、豆腐、酒などは対象として検討させて頂きたいと思います。ただお総菜の場合は、使用材料や原料が多く、いろいろ難しくなってくると思います。

会長： 加工品については今まだ認証の制度はないのですが、新年度から作って行こうと言うわけですね。

事務局： 出来れば次回の審議会でお示ししたいと考えております。

委員： 県民モニターのこだわり農産物の購入経験が 30%を越しているとの事でした。という事はこだわりについてよく知っている人達というのは、目標の 30%を越しているということですね。そうすると、こだわりについて余り知らない人達にどう訴えるかということが、大切になってくると思います。一方で、価格面でも安くないし見かけも変わらない、味も変わらない。となると、そういう人に訴えるには、環境こだわり農産物という難しげな農産物とのイメージで訴えるのではなくて、安心できて、とってもおいしいと前面に出して PRするのが効果的だと思います。新聞の見出しも同じでして、訴えたい・とりたいという気にさせるという見出しがどうしても必要な

訳です。これからは、もっとPRの仕方を工夫していくことが必要ではないでしょうか。

事務局： モニターの方の購入率が高いのは、こだわり農産物とはどういう物であって、どういう取り組みをされているのかという情報が伝わっているという面があると思います。こういうことから、来年の予算で情報を流せる機能を持たす場所を作りたいと考えております。それと、おいしさの問題ですが、それは技術的な問題とともに、流通・搬送の過程で味が落ちる場合もあります。ですから、こだわり農産物の認証の中では品質面まで保証は出来ないという面があります。

会長： 宣伝の仕方に関するご意見かと思えます。

委員： この17頁のこだわり滋賀の拠点のイメージで琵琶湖大橋米プラザをリニューアルして拠点とするとおっしゃったのですが、ここは琵琶湖のたもとで車でしか行けない所ですよ。もう少し拠点に選ぶなら、駅から近いとか、人が集まりやすい所の方が私個人としてはいいと思うのですが、ここを選ばれた理由は何なのでしょう。ちょうど古くなったからリニューアルするからという感じなのでしょうか。

事務局： アンテナショップを持たないかということについては、昨年から考えておりました。県は大変財政状況が厳しゅうございまして、19年度までに4割以上カットすることになっています。なかなか店を構えるというのが財政的にも難しい。米プラザをご覧になるとわかるかと思いますが、まだ新しい施設ですが、残念ながら米だけのPRという面がありますし、お客さんが来て頂いても買って頂くことができない。そういったことがございますので、私達のアンテナショップを持ちたいという願いと、米プラザの活性化という双方からの欲求が一致しまして、米プラザを選ばせていただきました。確かにおっしゃる通り、交通の便のいい所という事も大事でございますし、アンテナショップは別に一店舗あったらいいというわけではありません。しかし、今の県の財政状況から言いますと2店舗3店舗目をすぐさまには持てない状況であり、米プラザでスタートさせて頂きたいと考えております。

委員： 他の農産物と値段も変わらない、見た目も変わらない環境こだわり農産物を購入してもらうきっかけになるのは、頭で考えて食べている人にどうアプローチするかだと思います。口コミでこれ安心だよ・おいしいよという風に伝わっていくものではないかと思うので、頭で買う人達に情報提供をなるべく早く簡単にできる方法で考えたらいいのではないのでしょうか。この前も京都市場で2次元バーコードを携帯電話で読みとり、生産者の情報を知ることが出来るシステムの話の聞き、大津市内で実際に試してみました。

こういった事をみんなが気楽に出来るようになったら、最初はおもしろ半分でもやってみて手にとろうかなという人が増えてくるのではないのでしょうか。

事務局： いろいろな方法があろうかと思えます。どうPRしていくのが効果的か分析・研究もさせて頂きたいな

と考えておりますので、またいろいろと教えを頂きたいと思えます。

## その他

### (事務局説明 資料 P35 ~ P37)

委員：「農薬は検出されなかった」という表現ですと、一般の方は納得されると思うのですが、専門的立場からは、日本で農薬登録されている 500 全部を検査したのかと誤解しますので、例えば「水道水基準にある 100 何種類」とかいう注釈が入っている方がよいのではないのでしょうか。

会長：全部調べた訳ではないという事ですね。本日の審議はこれくらいにして、みなさんの中でこれというのがあればお出し下さい。

委員：近江八幡の水郷野菜でしたか、その地域でこだわった農産物にマークを付けるみたいな話を 1, 2ヶ月前に新聞で読みました。

県でこだわり農産物を一生懸命やっているの、全体として推進できないのかという気がするのですけど。

事務局：環境こだわりに限らず近江八幡市内で生産された野菜を商標も取られて推進されています。我々は環境こだわりで滋賀県全体をいわば一つの産地として捉えて振興して行きたいと思っていますが、ただ地域地域で戦略を持って取り組みをされていくというのは望ましいことだと考えられます。県としてはそういった取組との相乗効果も期待して推進していきたいと考えています。

委員：施設で野菜を作っていますが、私も地元に戻ったら勉強会を開き、何とか仲間を増やそうとしていますが、なかなか難しいのです。いろいろと理由もあるわけですが、米を作っている者も、露地野菜も施設野菜も 1 反 5,000 円の交付金が出ます。私達は施設園芸でして、一反申請しますと、一棟ハウスごとに土の検査を義務づけられており、手間もかかるのに、土の検査だけで 4,000 円かかります。同じように苦労して作っているのですから、水稲なみの手取りがなければなかなか普及するには難しい面があります。

事務局：負荷削減技術で土壌診断に基づくリン酸資材の施用を選択しておられるのだと思いますが、分析回数等については、ほ場の状況等により異なりますので、普及センターを通じて相談させていただきたいと思えます。